

第
5195
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月30日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却費の償却方法の変更

Q：減価償却費の償却方法を変更することはできますか？

A：承認を受ければ変更できます。

【解説】

法人税では、法人が減価償却資産につき選定した償却方法を変更しようとする場合には、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、変更しようとする理由等を記載した申請書を所轄税務署長に提出して承認を受けなければならないとされており、所轄税務署長は、この変更申請書の提出があった場合には、変更の是非を審査して承認又は却下の処分を書面で通知することとされています。

そしてこの場合、税務署長は①現によっている償却方法を採用してから相当期間を経過していないとき、②変更しようとする償却方法によってはその法人の所得金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、この変更申請を却下することとされています。

なお、ここでいう相当期間とは、一応3年とされていますが、3年経てば必ず承認されるというわけではなく、合理的な理由がなければ変更は認められませんし、逆に、合併や分割に伴うものであるなど、変更することに特別な理由があるときなどは、3年経過していない場合であっても承認されることとなります。

